

第6章 特許協力条約に基づく国際出願に係る 特許庁への手数料の納付手続の見直し

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

① 特許協力条約

我が国は、昭和53年10月より、自国の特許庁へ一つの様式及び一つの言語で出願することにより、出願人が権利取得を望む締約国に対して当該出願日を確保することを可能とする特許協力条約(PCT)に加入している。PCT制度は、権利取得を望む全ての締約国に対して個別に異なる言語や様式を用いて出願を行う煩雑性や非効率性を改善するものであり、PCTに基づく国際出願(PCT国際出願)を各締約国の実体審査を受けるための国内手続に係属させる手続(国内移行手続)までの期間として優先日から原則30月の猶予が設けられている。PCT制度の特徴は、全てのPCT国際出願が当該出願に係る発明に関する先行技術調査である国際調査の対象となることや、当該条約を所管する世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局により行われる国際公開が原則国内での出願公開と同一の効果が得られること、特許性の有無について予備的かつ拘束力のない見解が示される国際予備審査を出願人の任意で請求可能であること等が挙げられる。

我が国特許庁は、締約国の官庁としてPCT国際出願を受理する受理官庁の業務を実施するとともに、PCTに基づき一定の要件により選定された国際調査機関及び国際予備審査機関として、PCT国際出願に関する先行技術調査や予備的見解を示す任務を遂行している。

PCT国際出願をする者及び国際予備審査の請求を行う者は、所定の手数料を支払わなければならない(PCT第3条(4)(iv)及び第31条(5))。PCTに

基づく規則(PCT規則)¹²においては、受理官庁はPCT国際出願を行う者から、WIPO国際事務局に対する手数料となる国際出願手数料及び国際調査機関に対する手数料となる調査手数料を徴収しなければならない旨、並びに受理官庁に対する手数料となる送付手数料を徴収することができる旨が規定されている。同様に、当該規則¹³において、国際予備審査機関は国際予備審査の請求を行う者から、WIPO国際事務局に対する手数料となる取扱手数料を徴収しなければならない旨及び国際予備審査機関に対する手数料となる予備審査手数料を徴収することができる旨が規定されている。

② PCTに基づく国内制度

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号。以下「国際出願法」という。)は、PCTに基づき特許庁と出願人との間における手続を定めており、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての我が国特許庁が徴収を行う各種手数料についても規定している。

国際出願法に定められた手数料のうち、同法第18条第1項に定められた文献の写しの送付請求にかかる手数料、同条第2項に定められた特許庁に対する調査手数料、送付手数料及び予備審査手数料、並びに同法第8条第4項及び第12条第3項に定められた追加手数料については、特許庁が行う業務に関して収受する手数料であるため、我が国歳入として特許印紙等¹⁴による納付が求められる(同法第18条第5項)。これらの手数料は、特許法

12 PCT規則第14.1、第15.1及び第16.1(b)参照。

13 PCT規則第57.1及び第58.1(a)参照。

14 納付方法としては、①特許印紙(国際出願法第18条第5項において準用する特許法第195条第8項)、②現金(同項及び工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成8年通商産業省令第64号))、③予納制度の利用(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号。以下「特例法」という。)第14条及び特例法施行規則(平成2年通商産業省令第41号))、④口座振替(特例法第15条の2及び特例法施行規則)、⑤電子現金納付(特例法施行規則)がある。

の手数料規定と同様の整理により、文献の写しの送付請求にかかる手数料については実費勘案手数料として具体的な額は政令に委任し、特許庁に対する送付手数料、調査手数料及び予備審査手数料、並びに追加手数料は政策決定手数料として法律で上限を設け、具体的な額は政令で定められている。

一方、同条第3項に定められた特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料及び同条第4項に定められたWIPO国際事務局に対する国際出願手数料及び取扱手数料(WIPO国際事務局等に対する手数料)は、我が国の歳入とされていないことから、特許印紙等による納付の対象となっておらず、国内銀行に開設されたWIPO国際事務局が保有する銀行口座(WIPO銀行口座)への振り込みによる納付が求められていた。

(2) 改正の必要性

昨今のPCT国際出願の増加¹⁵はめざましく、今後も経済のグローバル化が進むにつれ、外国での権利取得を目指す出願人等への利用促進が求められる。しかしながら、PCT国際出願をする者は、特許庁に対する手数料となる送付手数料、調査手数料及び予備審査手数料については通常の国内出願の手数料と同様に特許印紙等を使用した納付が可能である一方、WIPO国際事務局等に対する手数料についてはWIPO銀行口座へ納付した上で特許庁への納付済証提出等の必要が生じており、手続が繁雑である旨多くの制度利用者から指摘されていた¹⁶。

また、WIPO国際事務局が自己の名義で締約国に銀行口座を保有している例は我が国以外になく、我が国のような手数料徴収方法は、PCT締約

15 特許庁を受理官庁とするPCT国際出願件数は2011年に対前年比20.5%増、2012年にも12.7%の増加しており、2013年も引き続き微増となった。

16 平成24年度産業財産権制度問題調査研究「PCT国際出願制度における手続の課題に関する調査研究」(一般財団法人知的財産研究所)において、平成24年6月29日～8月1日、国内1,137者に対して郵送によるアンケートを実施した結果(回答数574)、約70%の者が各種手数料の納付先や納付方法に煩雑性を感じており、国際出願手数料等の納付に際して予納制度の利用や手数料納付先の一本化が求められた。

国において特異な方法となっていた。

2. 改正の概要

WIPO国際事務局等に対する手数料について我が国の歳入として徴収し、歳入としたこれらの手数料に相当する額をWIPO国際事務局等へ歳出として送金することにより、その他の手数料と同様に特許印紙等を使用した納付を可能とするため、国際出願法について所要の規定の整備を行う。

3. 特許法の改正条文の解説

WIPO国際事務局に対する手数料等の納付方法の改正(国際出願手数料等の歳入化)

◆国際出願法第18条

(手数料)

第十八条 (略)

2 次の表の第二欄に掲げる者は、それぞれ同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額に同表の第四欄に掲げる金額を合算して得た額の手数料を納付しなければならない。

一	特許庁が国際調査をする国際出願をする者	<u>一件につき 十一万円</u>	<u>条約第三条(4)(iv)の手数料のうち、国際事務局(条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に係るものの金額として政令で定める金額</u>
---	---------------------	-----------------------	--

二	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	一件につき 一万三千元	条約第三条(4)(iv)の手数料のうち、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額
三	国際予備審査の請求をする者	一件につき 三万六千元	条約第三十一条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものの金額として政令で定める金額

3 特許法第百九十五条第四項、第五項、第七項、第八項及び第十一項から第十三項までの規定は第一項及び前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。)並びに第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料について、同法第百九十五条第八項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分を除く。)について、それぞれ準用する。

① WIPO国際事務局等に対する手数料の歳入化

国際出願法第18条においては、歳入となる手数料について特許法第195条と同様の整理により、第1項に実費勘案手数料を、第2項に政策決定手数料を定めている。

従来、国際出願法第18条第3項に定められていた特許庁以外の国際調査機関に対する手数料及び同条第4項に定められていたWIPO国際事務局に対する手数料についても、歳入として特許印紙等で納付可能とするためには、同様の整理により実費勘案手数料又は政策決定手数料のいずれかとして規定する必要がある。これらの手数料は特許庁の業務の対価として収受する手数料ではないため実費勘案手数料とはせず、政策決定により特許庁が徴収する手数料として同条第2項に規定する。

② 国際出願法第18条第2項の表に第四欄を追加

政策決定手数料を規定する従来の国際出願法第18条第2項においては、表形式により納付者ごとに納付すべき手数料の金額の上限のみ法律で規定し、具体的金額は政令へ委任している。

しかしながら、WIPO国際事務局に対する手数料の金額はPCT規則に定められており、当該規則は締約国により構成される同盟総会において修正され得るため、我が国の事情のみをもって金額の上限を設定することができないものである。同様に、特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の金額の設定についても、同規則において国際調査機関が国際調査の実施等に必要の手数を要求する権利を有する旨が定められており、当該手数料の額は各国際調査機関が決定するため、我が国が特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の金額の上限を設定することができない。更に、同規則上、WIPO国際事務局や国際調査機関により定められた手数料の通貨が、受理官庁が徴収する際の通貨と異なる場合、その換算額は、総会の定めた指針によりWIPO国際事務局の事務局長が決定することとされているため、為替状況によっては日本円の換算額が大きく変動することも想定される。

以上のことから、WIPO国際事務局等に対する手数料の金額については、上限を法定することが困難であるため、従来同項の表に掲げられた手数料の金額とは別途に第四欄を設け、法律で上限を設けることなく具体的な金額について政令に定める旨を規定する。

従来第18条第3項に定められていた特許庁以外の国際調査機関に対する手数料は、「特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者」が納付すべき手数料であるため、同条第2項の表二の項の第四欄にのみその金額を掲げることとする。一方、従来同条第4項に定められていたWIPO国際事務局に対する手数料は、特許庁へPCT国際出願する者及び特許庁へ国際予備審査の請求をする者全員が納付すべき手数料であるため、同条第2項の表の全ての項の第四欄にその金額を掲げることとする。

③ 改正後の国際出願法第18条第2項の表の第四欄に定めるWIPO国際事務局等に対する手数料の額

従来から、国際出願法をはじめ特許法等産業財産権関連法においては、政策決定手数料の金額は、上限を設けることにより、当該金額をある程度特定した上で下位法令へ委任されている。したがって、今改正により政策決定手数料として定められるWIPO国際事務局等に対する手数料の金額についても、上限を設けることはできないものの、ある程度金額を特定した上で下位法令へ委任することが望ましい。

この点、PCT第3条(4)(iv)ではPCT国際出願の条件の一つとして、PCT第31条(5)では国際予備審査の請求の条件として「所定の手数料」の納付を規定している。これらの所定の事項はPCT規則に委任されており(PCT第58条(1))、同規則15.1及び16.1において、受理官庁がWIPO国際事務局に係る手数料(国際出願手数料)及び国際調査機関に係る手数料(調査手数料)を徴収すること、同規則57.1において国際予備審査機関がWIPO国際事務局に係る手数料(取扱手数料)を徴収することが規定されている。

以上のように、PCT第3条(4)(iv)及び第31条(5)の規定は、それぞれPCT国際出願時及び国際予備審査の請求時に徴収すべき手数料に関する下位規定の根幹であり、当該条項を参照することにより、国際出願法第18条第2項の表に追加される第四欄に掲げる金額を特定することとする。

④ 改正後の国際出願法第18条第2項の表の第三欄に掲げる金額と第四欄に掲げる金額を合算して得た額の手数料の納付

従来から、国際出願法第18条第2項においては同項の表の中欄に掲げる者が納付すべき金額を規定したものであり、改正後の同項の表においても第二欄に掲げる者が納付すべき手数料の額として、第三欄に掲げる政令で定める金額と第四欄に掲げる政令で定める金額との合算額を納付すべき手数料の金額として定めることとする。

実際のこれらの手数料の金額の納付に当たっては、PCT国際出願時又

は国際予備審査の請求時に特許印紙等により一括して納付することも可能となる一方で、PCT規則¹⁷及び国際出願法施行規則(昭和53年通商産業省令第34号)において定められた期間内に全額を納付すれば足りる。具体的な納付方法や納付様式については経済産業省令で定めることとする。

⑤ 国際出願法第18条第3項及び第4項の削除

従来、WIPO国際事務局等に対する手数料については国際出願法第18条第3項及び第4項に規定し、経済産業省令に定めるところにより納付する旨定められており、具体的には国際出願法施行規則において特許庁長官が告示するWIPO銀行口座へ納付することが定められていた。しかしながら、今改正により、これらの手数料は国際出願法第18条第2項に規定され、特許庁に対する手数料と同様に歳入として特許印紙等による納付が可能となるため、これらの規定は削除し、国内にあるWIPO銀行口座は使用しないこととする。

⑥ 特許法第195条の準用(国際出願法第18条第3項)

従来の国際出願法第18条第5項においては、同条第1項及び第2項に定める特許庁に対する手数料について特許法第195条第4項、第5項、第7項、第8項、第11項及び第12項を準用し、出願人が国である場合の手数料納付の取扱い、特許印紙及び経済産業省令で定める場合における現金による納付、特許庁に対する過誤納返還請求及びその返還請求期間を適用していた。今改正により、WIPO国際事務局等に対する手数料についても国際出願法第18条第2項に定めて歳入とし、特許庁に対する手数料と同様な納付方法を可能とすることから、これらの手数料についても特許法第195条第8項、第11項及び第12項を準用して適用する。なお、今改正により、特許法第195条第13項として過誤納返還請求期間について救済規定が導入されると

17 PCT規則14.1(c)、15.3、16.1(f)、57.3、及び58.1(b)参照。

ころ、国際出願法第18条第1項及び第2項に定められた手数料に関する過誤納返還請求期間についても同様に適用することとし、特許法第195条第13項を新たに準用して適用する。

国によるPCT国際出願又は国際予備審査の請求については、特許庁に対する手数料を徴収すると、国庫資金が自己循環しているだけにもかかわらず国の事務が生じることになるため、この非合理的な事務処理の回避を趣旨として特許庁に対する手数料の納付義務が適用されていない。しかしながら、国際出願法第18条第2項の表の第四欄に掲げるWIPO国際事務局等に対する手数料については、WIPO国際事務局等への特許庁による送金が国の歳出として予め想定されていること、PCT規則によりPCT国際出願や国際予備審査の請求を受理する特許庁は出願人からの手数料徴収が義務付けられていることなどから、国によるPCT国際出願又は国際予備審査の請求であっても徴収する必要があるものであり、手数料を納付すべき者が国である場合及び手数料を納付すべき者に国が含まれる場合において国の持ち分に相当する額について納付を求めない旨を規定した特許法第195条第4項及び第5項、並びに国の持分に相当する額を除いた手数料の額に端数を生じた場合の計算方法を規定した同条第7項は準用しない。

また、国際出願法第18条第3項及び第4項の削除に伴い、従来の同条第5項は第3項として繰り上げた。

◆国際出願法第7条

(取り下げられたものとみなす旨の決定)

第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

一 (略)

二 第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定

により納付すべき手数料が経済産業省令で定める期間内に納付されなかつたとき。

三 (略)

国際出願法第7条は、PCT国際出願について特許庁長官が取り下げられたものとみなす旨の決定をすべき場合を具体的に列挙しており、同条第2号は納付すべき手数料である調査手数料、送付手数料及び国際出願手数料の納付が所定の期間内になされなかつた旨を定めている。

従来、本条は、特許庁以外の国際調査機関に対する調査手数料が定められていた同法第18条第3項、及びWIPO国際事務局に対する手数料としての国際出願手数料が定められていた同条第4項を参照していたが、今改正によりこれらの項を削除し、WIPO国際事務局等に対する手数料も同条第2項に定められたため、本条においても第18条第3項及び第4項の記載を削除する改正を行った。

◆国際出願法第14条

(国際予備審査の請求の手續の不備等)

第十四条 国際予備審査の請求につき、第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他経済産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

国際出願法第14条は、納付すべき手数料が納付されていない等不備のある国際予備審査の請求について、特許庁長官又は出願人が行うべき手續等を政令へ委任する旨定めている(具体的には、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和53年政令第291号)第1条において手續の

補正等が規定されている。)

国際予備審査の請求において納付すべき手数料のうち、取扱手数料は、WIPO国際事務局に対する手数料として国際出願法第18条第4項に定められていたが、今改正により同項が削除され、当該手数料も同条第2項に定められたため、本条においても同条第4項の記載を削除する改正を行った。

◆産業技術力強化法附則第3条第1項

(国立大学法人等に係る特許料等に関する経過措置等)

第三条 次に掲げる特許権又は特許を受ける権利について特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、同法第百九十五条第一項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十条第一項の規定により納付すべき手数料に関する特許法第百七条第二項の規定、同法第百九十五条第四項及び第五項の規定(これらの規定を特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和三十二年法律第三十号)第十八条第三項において準用する場合を含む。))又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第三項及び第四項の規定の適用については、国立大学法人(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構(以下この条において「国立大学法人等」という。)は、国とみなす。

一～四 (略)

2 (略)

産業技術力強化法(平成12年法律第44号)附則第3条第1項は、国立大学法人等による特許法、国際出願法及び特例法に基づく手数料等の納付について、一定の条件下において当該国立大学法人等を国とみなす旨規定して

いる。

今改正により国際出願法第18条第3項及び第4項を削除し、同条第5項を第3項とする改正を行うことに伴い、産業技術力強化法附則第3条第1項についても所要の改正を行った。

◆産業競争力強化法第75条

第七十五条（略）

2（略）

3 特許庁長官は、第一項に規定する発明に係る日本語でされた国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいい、集中実施期間中にされたものに限る。)をする者が同項に規定する要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、同法第十八条第二項(同項の表二の項に掲げる部分を除く。)の規定により納付すべき手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。)を軽減し、又は免除することができる。

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第75条第3項は、従来の国際出願法第18条第2項に規定する手数料に係る減免措置について規定している。当該減免措置は、日本語でされたPCT国際出願又は国際予備審査の請求における特許庁に対する手数料を対象としており、本項において国際出願法第18条第2項(同項の表二の項に掲げる部分を除く。)を参照している。今改正において、従来の国際出願法第18条第3項及び第4項に規定していたWIPO国際事務局等に対する手数料についても同条第2項に規定するが、当該手数料は減免措置の対象となる特許庁に対する手数料とは異なるため、規定の整備が必要となる。

従来から減免措置の対象とされている特許庁に対する手数料の金額は新たに同項の表の第三欄に掲げられることから、産業競争力強化法第75条第3項を改正し、減免措置の対象となる納付すべき手数料の金額は、国際出願法第18条第2項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額に係る部分に限る旨を規定する。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する(附則第1条本文)。

(2) 経過措置

◆附則第6条第1項～第3項

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「新国際出願法」という。)第七条の規定は、この法律の施行後にする国際出願について適用し、この法律の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十四条の規定は、この法律の施行後にする国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

3 新国際出願法第十八条第二項の規定は、この法律の施行後にする国際出願及び国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

4 (略)

今改正において、国際出願及び国際予備審査の請求に係る手数料のうち、従来国際出願法第18条第3項及び第4項に定められていたWIPO国際事務局等に対する手数料が同条第2項に規定されたため、経過措置を設けない場合、個別の国際出願及び国際予備審査の請求に係る一連の手續の途中において納付すべき手数料の根拠規定が変更されることによる無用な混乱が生じ、特許庁における業務の円滑な処理が阻害され、ひいては出願人等の不利益をもたらすおそれもある。このような観点から、手数料が課される根拠となる規定がいずれであるかを改正前後において明確にした。具体的には、今改正後の同項の規定は今改正の施行後に行う国際出願及び国際予備審査の請求に適用し、今改正の施行前に行った国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例によることとした。

また同様に、同法第7条に定められたPCT国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定はPCT国際出願の存否に関わるものであり、同法第14条に定められた不備のある国際予備審査の請求に対する手續についても当該請求の帰趨に関わるものであることから、PCT国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定の根拠となる条項及び国際予備審査の請求が不備となる根拠の条項は、改正前後において明確にする必要がある。これらの規定についても改正後の規定は今改正の施行後にする国際出願又は国際予備審査の請求に適用し、今改正の施行前にした国際出願又は国際予備審査の請求についてはなお従前の例によることとした。

◆附則第19条

(産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、前条の規定による改正後の産業競争力強化法第七十五

条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

今改正により、産業競争力強化法第75条第3項は、減免措置の対象となる国際出願及び国際予備審査の請求に係る納付すべき手数料について、国際出願法第18条第2項の表(二の項に掲げる部分を除く。)の第三欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額に係る部分に限る旨を規定することから、今改正の施行前後における規定の適用を明確にするための経過措置を設ける必要がある。具体的には、国際出願法の改正に伴う経過措置と同様に、改正後の産業競争力強化法第75条第3項の規定は、今改正の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については適用しない旨を明確にした。